

水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料の認証取得に 関する不適切な行為への対応について

神東塗料株式会社(本社=尼崎市)による水道管用塗料の認証取得に関する不適切行為に対する八戸圏域水道企業団の対応は次のとおりです。

1 不適切行為の内容

全国的に広く利用している水道管に使用されている塗料について、公益社団法人日本水道協会の規格(JWWA 規格)の認証を不正に取得したものです。

※ JWWA 規格とは・・・水道事業で使用される資機材、薬品などの標準化を目的に日水協が定めた自主規格。JWWA 規格は水道水の安全・安心を確保するために規定している。

※内容

- (1)水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料の規格取得時に、同規格で規定されている試験条件と異なる条件で得られた試験結果により認証を取得した。
- (2)規格認証品の中に規格外の原料が使用されているものがある。

2 企業団の対応

【工事について】

厚生労働省及び青森県保健衛生課からの情報を受け、当該水道管の取り扱いが確認されるまで令和4年1月12日より水道工事を一時中止しました。

その後、検査品の取り扱いについては日本水道協会から出荷自粛リストが公表され、それ以外は検査合格品として使用できることが確認されたため、一部の材料を除いて令和4年1月19日午後1時に工事の中止を解除しました。

【水質検査について】

水道法で定められている健康に関する31項目と性状に関する20項目の基準について、全ての項目に適合しなければなりません。

企業団では、51項目の水質基準は3ヶ月に1回、12項目の検査は毎月行っており、安全性は確認済みです。